

各福祉用具貸与事業所
各特定福祉用具販売事業所 の管理者 様

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

福祉用具専門相談員の指定講習課程及び
福祉用具専門相談員の要件の改正について

このことについて、別紙のとおり政令等が改正され、平成27年4月1日から適用されることとなりましたので、通知します。

記

1 福祉用具専門相談員の講習課程（カリキュラム）の改正

- ①福祉用具貸与計画等に関する内容を追加
- ②現行カリキュラムをベースとして、受講者に分かりやすい科目への整理
- ③介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定した網羅的な学習内容の重点化
- ④時間数について現行の40時間に10時間を追加した50時間に変更
- ⑤学習内容の習熟度を確認するための修了評価の実施

※平成27年4月1日以降に開始される指定講習から適用。

2 福祉用具専門相談員の要件の改正

改正前	改正後（平成27年4月1日～）
①保健師 ②看護師 ③准看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧義肢装具士 ⑨福祉用具専門相談員講習修了者 ⑩養成研修修了者（介護職員基礎研 修・1級課程・2級課程の修了者、 介護職員初任者研修課程の修了者）	①保健師 ②看護師 ③准看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧義肢装具士 ⑨福祉用具専門相談員講習修了者

※経過措置

施行の日（平成27年4月1日）に現に⑩の養成研修修了者が福祉用具専門相談員として従事している場合は、平成28年3月31日までの間に限り引き続き福祉用具専門相談員として従事できる経過措置が設けられている。

3 福祉用具専門相談員指定講習について

各都道府県が指定する福祉用具専門相談員指定講習については、一般社団法人

全国福祉用具専門相談員協会(ふくせん)のホームページ(<http://www.zfssk.com/>)等において周知されているほか、山形県が指定する指定講習については別途周知する。

また、講習課程の改正に伴い、「山形県福祉用具指定講習事業者指定事務等要綱」についても改正を予定している。(平成27年4月1日施行予定)

健康長寿推進課長寿安心支援室 事業指導担当 伊藤 TEL023-630-3359
